

ファーム&ホームバンキングサービス利用規定

令和6年4月現在
(令和6年4月1日 改定)

〔個人情報利用目的〕

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所等の個人情報は、当金庫のファーム&ホームバンキングサービスおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

1. (ファーム&ホームバンキングサービス)

(1) ファーム&ホームバンキングサービス(以下「本サービス」といいます)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます)の占有・管理する端末機(以下「端末機」といいます)による依頼にもとづき、次の取引を行う場合に利用できます。

- ①照会サービス
- ②資金移動サービス
- ③データ伝送サービス

(2) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みにもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. (照会サービス)

(1) 照会サービスは、依頼人の端末機による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます)につき、所定の照会を行う場合に利用することができるものとします。

(2) 照会サービスにおいて、当金庫が受信した口座番号・暗証番号が、届出の口座番号・暗証番号と一致した場合には、送信者を依頼人とみなし応答します。

(3) 照会に対して、当金庫が応答した内容につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫は既に送信した内容について変更または取消をすることがあります。

(4) 照会サービスの利用日・利用時間については、当金庫が定めた時間内とします。

3. (資金移動サービス)

(1) 資金移動サービスは、依頼人からの端末機による依頼にもとづき、支払指定口座より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人があらかじめ届出した、あるいは依頼人がその都度指定した預金口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する場合に利用することができるものとします。

(2) ご使用される端末機は次により取扱ってください。

①電話、ファクシミリによる依頼は、依頼人が占有管理するプッシュホン、プッシュホンによるファクシミリを使用して送信してください。

②発信者番号通知サービス機能を利用しないパソコンによる依頼は、依頼人が占有管理するパソコンを使用して送信してください。

③発信者番号通知サービス機能を利用するパソコン、ホームユース端末による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た電話番号のパソコン、ホームユース端末を使用して送信してください。

(3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。

①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。

②支払指定口座と入金指定口座とが異なる名義の場合、もしくは、支払指定口座と入金指定口座とが異なる当金庫内の本支店にある場合、もしくは、入金指定口座が当金庫以外の金融機関の本支店にある場合には、「振込」として取扱います。

(4) 電話、ファクシミリを使用したお取引の場合は、当金庫以外の金融機関へ振込むことはできません。

4. (振込指定日付の振込または振替)

(1) 依頼人は、パソコン、ホームユース端末による振込または振替の依頼を行う日の翌営業日以降、当金庫所定の営業日後までの間で、依頼人が指定する日（以下「振込指定日」といいます）に振込または振替の取扱いが受けられるものとします。この取扱いを取消す場合には、振込指定日の前営業日までに、パソコン、ホームユース端末で取消依頼を行ってください。

(2) 前項の取扱方法等については、第3条に準じて取扱います。

5. (振込または振替の受付等)

(1) 資金移動サービスにより、振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定められた番号の電話あてに送信を行い、当金庫が定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容を端末機により操作してください。

(2) 当金庫は次により送信者を依頼人とみなします。

①電話、ファクシミリの場合は、当金庫で受信した支払指定口座の口座番号、暗

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

- 証番号が、あらかじめ依頼人より届出の口座番号、暗証番号と一致したとき。
- ②発信者番号通知サービス機能を利用しないパソコンの場合は、支払指定口座の口座番号、暗証番号（可変暗証番号、当金庫以外の金融機関へ振込む場合の承認暗証番号、および都度指定取引の場合の確認暗証番号を含みます）が、あらかじめ依頼人より届出の口座番号、暗証番号と一致したとき。
- ③発信者番号通知サービス機能を利用するパソコン、ホームユース端末の場合は、支払指定口座の口座番号、暗証番号（都度指定取引の場合の確認暗証番号を含みます）、および使用された電話番号が、あらかじめ依頼人より届出の口座番号、暗証番号、および電話番号と一致したとき。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が1件毎に、振込・振替内容についての取引内容確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は即座（ただし、第4条による取扱いの場合は振込指定日）に支払指定口座から振替金額または振込金額と当金庫所定の手数料（以下「振込手数料」といいます。振込手数料には消費税を含みます。以下同じです）を個別に引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。
- (5) この取扱いより1回あたりおよび依頼日1日あたりの振替金額および振込金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において、依頼人があらかじめ当金庫に届出た金額の範囲内とします。
- (6) 資金移動サービスの利用日・利用時間については、当金庫が定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、資金移動サービスの取扱いはできませんので、当該振替または振込の依頼はなかったものとします。
- ①ご依頼の内容が確定した時点（ただし、第4条による取扱いの場合を除く）に、振替金額または振込金額と当金庫所定の振込手数料との合計額（以下「振込資金」といいます）が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下「支払可能金額」といいます）を超える場合。
- ②支払指定口座が解約済の場合。
- ③依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行った場合。
- ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払あるいは入金を不相当と認めた場合。
- ⑤入金指定口座が解約済などの理由で入金できなかった場合。
- ⑥その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由がある場合。
- (8) 振込指定日付の振替または振込の依頼をした場合に、振込指定日の当金庫営業開始時において、振込資金が支払可能金額（ただし、振込資金以外に他の引落としがある場合は、その引落としの順序は当金庫所定の方法によるものとし、その結果振込資金の引落としに優先して他の引落としがある場合は、その引落とし後の金額）を超

えるときは、当金庫は依頼人に通知を行うことなく、当該振替または振込の依頼はなかったものとしします。

- (9) 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合および依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、当金庫所定の手続により組戻しの処理をしてください。なお、振込先が当金庫以外の金融機関でその金融機関がすでに振込を受信しているときは、組戻しできないことがあります。この場合は受取人との間で協議してください。
- (10) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は、依頼の取りやめはできません。
- (11) この取扱いによる取引後は、速やかに普通預金通帳・貯蓄預金通帳への記入または当座勘定計算書により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨を支払指定口座がある取引店にご連絡ください。
- (12) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱いします。

6. (データ伝送サービス)

- (1) データ伝送サービス(以下「データ伝送」といいます)は、依頼人の占有管理するパソコンからの依頼にもとづき、当金庫とあらかじめ取り決めた総合振込、給与振込(賞与振込を含みます)のデータを伝送し、依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座(以下「振込指定口座」といいます)へ振込を行う場合に利用することができるものとしします。
- (2) データ伝送の手順およびデータ伝送に使用するファイル仕様については、全国銀行協会連合会の取決めに準拠します。
- (3) 依頼人は、当金庫に対して本人確認のためのお客センター確認コード、パスワードおよびファイルアクセスキー(以下「伝送暗証番号」といいます)を届出するものとし、当金庫が受信した伝送暗証番号が届出の伝送暗証番号と一致した場合には、送信者を依頼人とみなし処理します。
- (4) データ伝送により当金庫がデータを受信した後においては、データの取消または変更を行わないこととしします。ただし、やむを得ない事由により、当金庫がデータの取消を認めた場合は、当金庫所定の書面により、当金庫所定の取消もしくは組戻しの手続をしてください。
- (5) データ伝送の利用日・利用時間については、当金庫の定めた時間内としします。当金庫の定めた時間を経過した後に、依頼人から伝送されたデータの受信を完了した場合には、当金庫は当該データの処理を行わないことができるものとしします。
- (6) 当金庫は、受信したデータに瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合、当該データの受付はなかったものとしします。
- (7) 依頼人は、データを伝送するにあたり、あらかじめ当金庫に対して所定の振込の内容を通知するものとしします。

- (8) データ伝送による振込の取扱いは次の各号によるものとします。
- ①振込指定口座は、当金庫の本支店あるいは全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店における当金庫所定の預金種類の預金口座とします。
 - ②当金庫は、依頼人より伝送されたデータにもとづき、振込指定日に振込の手続を行います。
 - ③振込金額および当金庫所定の振込手数料（以下「振込資金等」といいます）は、当金庫所定の日時（別途契約ある場合は、その契約で指定の日）までに支払指定口座に預入してください。当金庫所定の方法により振込資金等を支払指定口座から引落します。
- (9) 給与振込について、この規定に定めのない事項は、別途締結する「給与振込協定書」により取扱うものとします。
- (10) データ伝送による振込明細（「為替振込 振込集計表」「為替振込 振込明細表」）を紙媒体で発行希望される場合、当金庫所定の発行依頼書をご提出ください。

7.（依頼内容の変更・組戻し）

- (1) 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において、次の訂正の手続きにより取扱いできる場合があります。
- ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。
- ①訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱いできる場合があります。
- ①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。
現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (3) 前項各号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しはできません。
この場合には、依頼人と受取人との間で協議してください。
- (4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしました
うへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- (6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻し手続きを行った場合、振込手数料は返還しません。
- (7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。

8.（手数料等）

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料（「FB基本料」または「HB基本料」といい、以下総称して「基本料」といいます。基本料には消費税を含みます）を当金庫所定の振替日に代表口座から引落します。ただし、別途契約がある場合はその契約により取扱うものとします。
- (2) 当金庫は、基本料を依頼人に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 資金移動サービスならびにデータ伝送により振込・振替する場合、当金庫所定の振込手数料を支払指定口座から引落します。
- (4) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。
- (5) データ伝送による振込明細（「為替振込 振込集計表」「為替振込 振込明細表」）を紙媒体で発行希望される場合、当金庫所定の発行手数料（消費税含む）をお支払いいただきます。
当金庫は、発行手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の発行依頼書により届出の口座から、当金庫所定の振替日に自動的に引落します。
- (6) 依頼人は、取引内容により基本料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、本条第1項と同様の方法により引落します。

9.（振込資金・手数料等の引落し）

資金移動サービスの振込資金、データ伝送の振込資金、基本料、振込手数料および発行手数料等の引落しにあたっては、当金庫の各種預金規定・約定、総合口座取引規定、各種カード規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の

提出は不要とします。ただし、基本料および振込手数料の引落しについて、別途契約がある場合はその契約により取扱うものとします。

10. (免責事項)

- (1) 天災・火災・騒乱、および裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由、または当金庫の責によらない、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害、電話の不通等ならびに通信混雑により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容を端末機または支払指定口座がある取引店にてご確認ください。
- (2) この取扱いによる照会、もしくは振込または振替依頼の受付の際、第2条第2項、第5条第2項、第6条第3項の規定により、当金庫が受信した内容と届出の内容との一致を確認して取扱いをした場合、暗証番号等につき不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (届出事項の変更・通知等)

届出事項に変更がある場合には、依頼人は、当金庫所定の書面により支払指定口座がある取引店宛ただちに届出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

届出事項の変更の届出がなかったため、あるいは届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、当金庫から通知または送付する書類が延着、または到達しなかったとき、もしくは依頼人が到達を妨げたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

12. (解約)

- (1) この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- (2) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により依頼人に到達しなかったとき、もしくは依頼人が到達を妨げたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当金庫がこの契約を解約する時は、当金庫が依頼人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
 - ① 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立があった場合。
 - ② 事業の全部または一部を譲渡した場合、または会社分割、合併もしくは解散の決議があった場合。
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当金庫におい

て依頼人の所在が不明となった場合。

⑤当金庫に支払うべき基本料およびその他の諸手数料の支払いが遅延した場合。

⑥各種暗証番号の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合。

(4) この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当金庫はその処理をする義務を負いません。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の各種預金規定・約定、総合口座取引規定、各種カード規定等、および振込規定により取扱います。

14. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から、1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上